

平成17年4月

諸外国における残留農薬のポジティブリスト制度

	基準設定農薬数	一律基準
米国	約350 (平成15年4月現在)	0.01~0.1ppmで運用
カナダ	約150 (平成15年6月現在)	0.1ppm(見直し中)
ニュージーランド	約150() (平成14年12月現在)	0.1ppm (カナダを基に設定)
ドイツ	約400	0.01ppm
EU (未施行)	未定 (暫定基準を含め平成18 年4月までに設定)	0.01ppm 但し、一般的な分析法 を勘案し、必要に応じ、 各農薬ごとに設定

動物用医薬品を含む。

(参考)

	基準設定農薬数	一律基準(案)
日本	740(暫定基準) + 66(現行基準) うち、主に農薬として 使用されるもの約600 (平成17年4月現在)	0.01ppm 但し、地方自治体等における 監視指導等に用いる分析法の定 量限界が0.01ppm超の場合は、 定量限界をもって、ADIが極め て小さい(0.3μg/kg/day未満)も のは、「不検出」をもって、設 定された基準が0.01ppm未満の ものは、当該基準値をもって、 一律基準に代わる暫定基準を設 定する。